

**機能性表示食品制度届出データベース
届出マニュアル
(食品関連事業者向け)**

改版履歴

版数	日付	改版者	摘要（変更箇所）
1.0	2016/04/01	消費者庁	新規作成
2.0	2016/06/05	消費者庁	郵便番号更新 分かりにくい表現等を修正
3.0	2016/06/27	消費者庁	「1-1(3)ブラウザの設定」を追加 「2-6. 届出データベースのログイン及び事業者の基本情報登録時のエラーメッセージについて」を追加 「補足4. ブラウザの設定について」を追加 「補足5. 新旧対照表について」を追加
4.0	2017/03/30	消費者庁	「機能性表示食品 届出食品基本情報撤回届出」画面の 「届出事項及び開示情報についての問合せ先」を修正
5.0	2018/03/29	消費者庁	「1-1(1)OS」に「Windows10」を追加 「1-3 問合せ先」の問合せ終了時間を変更 「住所検索」時の注意事項を追加 「様式Ⅲ」に「分析方法を示す文書の添付（公開）」の項目を追加
6.0	2019/03/26	消費者庁	全体 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」の改正に伴う「様式Ⅰ」～「様式Ⅶ」の項目及び文言の修正 「ログイン」画面にログイン時の注意を表示 「(4)届出情報の販売状況等の更新を行う」を追加 「4-4. 販売状況の更新について」を追加 「補足6. ユーザ ID、パスワードの管理について」を追加
7.0	2020/11/30	消費者庁	「届出者の基本情報に関する届出」等提出の廃止に伴う画面項目及びメール内容等の修正
8.0	2021/03/22	消費者庁	全体 分かりにくい表現等を修正 P1「1-1(1)OS・ブラウザ」に対象OS・ブラウザを追加 P1「1-2. 作業可能時間」の時間等を変更 P9「2-6. エラーメッセージについて」の画面に表示されるエラーメッセージを変更 P32～P35 パスワード再設定、ユーザ ID 再通知申請の追加に伴う 「ログイン」画面の修正 P35 強制ログインを行った場合のメッセージの内容変更に伴う修正 P43, P55, P110, P116, P131, P145, P152, P158 自動反映箇所に関する注意喚起に伴う文言の修正 P55, P57 データ入力欄の幅の拡大に伴う項目の修正 P43, P45, P49, P116, P120, P123, P124,

機能性表示食品制度届出データベース 届出マニュアル(食品関連事業者向け)

			<p>P131～P133, P139, P140, P145, P146, P151, P152, P158, P159</p> <p>「上記連絡先を食品表示制度に関する消費者庁からのお知らせに使用することに同意する。」チェックボックスの追加に伴う修正</p> <p>P167, P168, P176, P179, P181～P197</p> <p>「基本情報届出詳細」画面の変更及び基本情報のデータベース利用停止届の追加に伴う修正</p> <p>P204 「4－8．パスワードを再設定する」を追加</p> <p>P211 「4－9．ユーザ ID 再通知申請をする」を追加</p> <p>P218, P221, P222</p> <p>「印刷モードについて」Chrome、Safari を御利用の場合の説明を追加</p>
9.0	2022/4/1	消費者庁	「補足5．新旧対照表について」を修正

目次

1. はじめに.....	1
システムを使用する前に（必ずお読みください。）.....	1
1－1. 動作環境.....	1
1－2. 手続可能時間.....	1
1－3. 問合せ先.....	1
2. 機能性表示食品制度届出データベースの内容について.....	2
2－1. システムの基本概要.....	2
2－2. 共通操作について.....	3
2－3. 表示されるメッセージについて.....	7
2－4. セッションタイムアウトについて.....	8
2－5. システムメンテナンスについて.....	8
2－6. エラーメッセージについて.....	9
3. 食品関連事業者の基本情報の届出を行う.....	10
3－1. 基本情報の届出を行う.....	10
(1) 新規の届出を行う.....	10
(2) 基本情報に不備があった場合に再度届出を行う.....	27
(3) 受付の完了を確認する.....	30
4. 機能性表示食品制度届出データベースを利用する.....	31
4－1. ログインする.....	31
4－2. メニュー画面.....	35
4－3. 機能性表示食品の届出を行う.....	37
(1) 新規の届出を行う.....	37
①機能性表示食品に係る届出情報の新規の届出を行う。.....	37
②届出情報に不備があった場合に再度届出を行う。.....	121
③受付の完了を確認する。.....	126
(2) 届出情報の変更を行う.....	127
①機能性表示食品の変更届出を行う。.....	127
②消費者庁より差戻しされた変更届出の修正入力を行う。.....	137
③受付の完了を確認する。.....	142
(3) 届出情報の撤回を行う.....	143
①機能性表示食品の撤回届出を行う。.....	143
②消費者庁より差戻しされた撤回届出の修正入力を行う.....	149
③受付の完了を確認する。.....	155
(4) 届出情報の販売状況等の更新を行う.....	156
①機能性表示食品の販売状況等の更新を行う。.....	156
②受付の完了を確認する。.....	161
4－4. 販売状況の更新について.....	162

(1) 更新の督促.....	162
(2) 更新の督促 (再送)	163
4-5. 食品関連事業者基本情報変更の届出を行う	164
(1) 基本情報の変更の届出を行う.....	164
(2) 基本情報の変更の不備があった場合に再度届出を行う.....	173
(3) 受付の完了を確認する.....	179
4-6. 食品関連事業者が、データベース利用停止の届出を行う	180
(1) データベース利用停止の届出を行う.....	180
(2) データベース利用停止届について、届出の内容に不備があった場合に再度届出を行う.....	190
(3) 受付の完了を確認する.....	196
4-7. パスワードを変更する	197
4-8. パスワードを再設定する	203
4-9. ユーザ ID の再通知申請をする	210
補足.....	214
補足 1. 掲示板について	214
補足 2. ファイル添付について	215
補足 3. 印刷モードについて	218
補足 4. ブラウザの設定内容の確認方法について	222
補足 5. 新旧対照表について	233
補足 6. ユーザ ID、パスワードの管理について.....	234

1. はじめに

システムを使用する前に（必ずお読みください。）

届出の前に、本マニュアルのほか、

- (1) 「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令第 10 号）
- (2) 「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）
- (3) 「食品表示基準 Q&A」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 140 号消費者庁食品表示企画課長通知）
- (4) 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号消費者庁食品表示企画課長通知）
- (5) 「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成 29 年 9 月 29 日付け消食表第 463 号消費者庁食品表示企画課長通知）

を熟読してください。

1-1. 動作環境

本システムが動作する環境要件は、以下のとおりです。

- (1) OS・ブラウザ

OS	ブラウザ
Microsoft Windows 8.1 Microsoft Windows 10	Microsoft Internet Explorer 11 Microsoft Edge (Chromium 版) Google Chrome
macOS 10.15 macOS 11	Safari

これら以外の OS・ブラウザでの操作は、データに不具合が生じる可能性がありますので、御利用をお控えください。

- (2) ブラウザの設定

本システムを御利用いただくためには、ブラウザの設定を動作条件に合わせる必要があります。

ブラウザの設定については、「補足 4. ブラウザの設定内容の確認方法について」を参照してください。

ブラウザの設定を変更後、現在開いているブラウザを全て閉じてから、開き直してください。変更した設定が有効になります。

1-2. 作業可能時間

作業可能時間は、午前 7 時から翌午前 0 時までです。

ただし、システムメンテナンス時は、手続きできません。

メンテナンス情報については、事前に消費者庁ウェブサイト及び届出データベースログイン後の掲示板において周知しますので確認してください。

1-3. 問合せ先

消費者庁 食品表示企画課 機能性表示食品制度担当

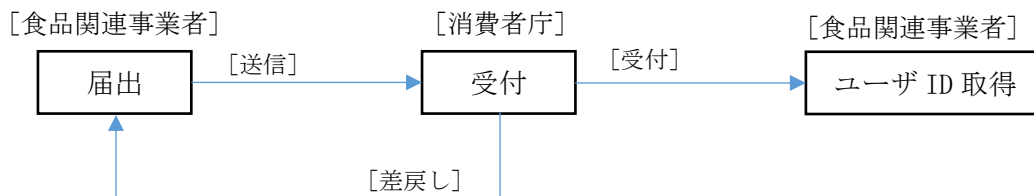
03-3507-8800（代）

平日 9:30～18:00（土・日・祝日及び年末年始は除く。）

2. 機能性表示食品制度届出データベースの内容について

2-1. システムの基本概要

【食品関連事業者の基本情報の届出】

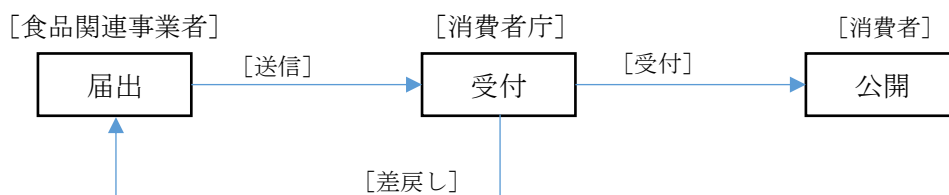


機能性表示食品制度届出データベースを利用するためには、基本情報の届出が必要です。

- ・機能性表示食品の届出を行う食品関連事業者の基本情報の届出を行います。
- ・届出の内容に不備がある場合、消費者庁から差戻しが行われ、修正後、再度届出を行います。
- ・受付が完了すると、システムを利用するために必要なユーザ ID が発行されます。

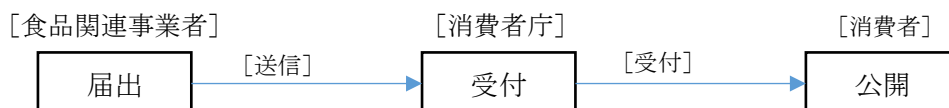
【機能性表示食品に係る届出情報の届出】(ログイン後)

(機能性表示食品に係る届出情報の「新規届出」、「変更届」、「撤回届」について)



- ・届出の内容に不備がある場合、消費者庁から差戻しが行われ、修正後、再度届出を行います。
- ・受付が完了すると、機能性表示食品に係る届出情報が消費者へ公開されます。

(機能性表示食品に係る届出情報の「販売状況等更新」について)



- ・届出データベースの届出食品基本情報詳細における以下の項目についてのみ、簡易に更新可能とする仕組みです。更新を行った日の翌日に更新内容がそのまま反映されます。

担当部局

氏名

連絡先電話番号

連絡先内線番号

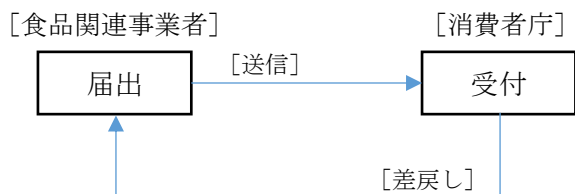
連絡先メールアドレス

連絡先メールアドレス (確認用)

販売状況

- ・機能性表示食品の販売状況は、販売状況の変更の有無にかかわらず一定期間（約半年）毎に更新する必要があります。
- ・一定期間販売状況の更新がない場合、「機能性表示食品 届出食品基本情報」で入力した連絡先メールアドレス宛てへ更新を督促するメールを送付いたします。

【食品関連事業者の基本情報の届出（変更届）】（ログイン後）



- ・「変更届」を届け出すことによって、食品関連事業者の基本情報を変更することができます。
- ・届出の内容に不備がある場合、消費者庁より差戻しが行われ、修正後、再度届出を行います。

2-2. 共通操作について

(1) プルダウン

項目を選択する方式の一つ。

にマウスカーソルを合わせてクリックすると、そこから選択項目の一覧が引き出されたように垂れ下がってくる表示方法のことです。

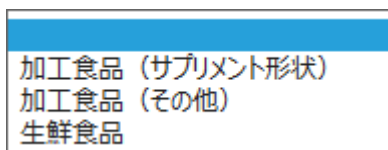
プルダウンの選択方法を、以下に例を挙げて説明します。

①プルダウン一覧表示



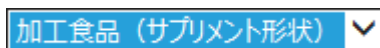
プルダウンの にマウスカーソルを合わせてクリックします。

②選択



表示された内容から選択する項目にマウスカーソルを合わせてクリックします。

③選択完了



(2) ラジオボタン

項目を選択する方式の一つ。

複数の選択項目の中から一つの項目だけを選択するためのボタンです。一つ選択すると、他のチェックが外れます。

ラジオボタンは、画面上では「○」のような図形で表示されており、「○」をクリックすると

「●」の図形に変わります。例えば、以下の場合は「法人」が選択されている状態になります。

<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人
--

(3) チェックボックス

項目を選択する方式の一つ。

小さな正方形で表示されます。チェック記号を入れたり外したりすることにより、「はい」、「いいえ」の意思表示をします。

一つのチェックボックスは、一つの項目に対応しており、その項目に「はい」と答えるときはチェックを入れ、「いいえ」と答えるときはチェックを外して回答する方式です。

チェックボックスは、画面上では「□」のような図形で表示されており、「□」をクリックすると「□」の中に「レ」が現れます。

マウスのカーソルをチェックボックスに合わせてクリックするとチェックが入り、もう一度クリックするとチェックが外れるようになっています。

例えば、以下の場合は、「最終製品の喫食実績を評価」について「はい」と答えている状態になります。

<input checked="" type="checkbox"/> 最終製品の喫食実績を評価
<input type="checkbox"/> 類似する食品の喫食実績を評価
<input type="checkbox"/> 喫食実績なし又は評価が不十分

(4) テキストボックス

全角又は半角文字で、文字を入力することができます。

例えば、以下の場合は、住所に「東京都千代田区大手町1-1」、電話番号に「012-345-6789」が入力されています。

住所 ※	東京都千代田区大手町1-1
電話番号 ※	012-345-6789

(5) 入力必須項目

※のマークが付いている項目は、入力必須の項目です。

省略することができないので、必ず入力してください。

住所 ※	東京都千代田区大手町1-1
電話番号 ※	012-345-6789

(6) 日付入力項目

カレンダーから日付を選択してテキストボックスに入力することができます。

「本日」ボタンを押すと、ボタンを押した当日の日付が入力されます。

また、入力した日付を消したいときは「クリア」ボタンを押します。

<input type="text"/>	<input type="button" value="1"/> 本日	<input type="button" value="クリア"/>
----------------------	-------------------------------------	------------------------------------

機能性表示食品制度届出データベース 届出マニュアル(食品関連事業者向け)

「カレンダー」ボタンを押すと「カレンダー」画面が表示されますので、日付を選択します。「年」プルダウンと「月」プルダウンの内容を変更し「表示」ボタンを押すと、その月のカレンダーが表示されます。



(7) 注意事項

 **注意**

ブラウザの戻る・進むボタンで画面を遷移してしまうと、正常に動作しませんので使用しないでください。前画面に戻る際はシステム画面上の「戻る」アイコンをクリックしてください。



使用しないでください



 **注意**

機能性表示食品制度届出データベースへログインしている状態で、ウインドウの閉じるボタンで画面を閉じてしまうと、正常にログアウトできませんので使用しないでください。

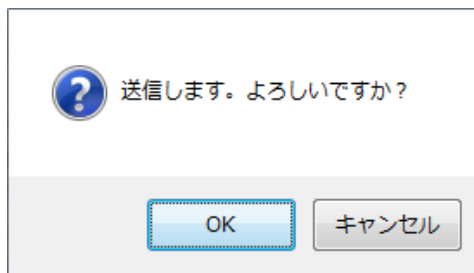


使用しないでください

2-3. 表示されるメッセージについて

(1) 確認メッセージ

(例)「送信します。よろしいですか?」



それぞれの画面で必要事項を全て入力（選択）し、処理を実行するボタンを押した際に表示されます。良ければ「OK」ボタンを、変更したい場合は「キャンセル」ボタンを押してください。

(2) エラーメッセージ

(例)「商品名には、必ず値を入力する必要があります。」



画面内に入力漏れや最大文字数を越えるといった入力制限事項から外れた処理をしている場合に表示されます。メッセージの指示に従って再度入力してください。

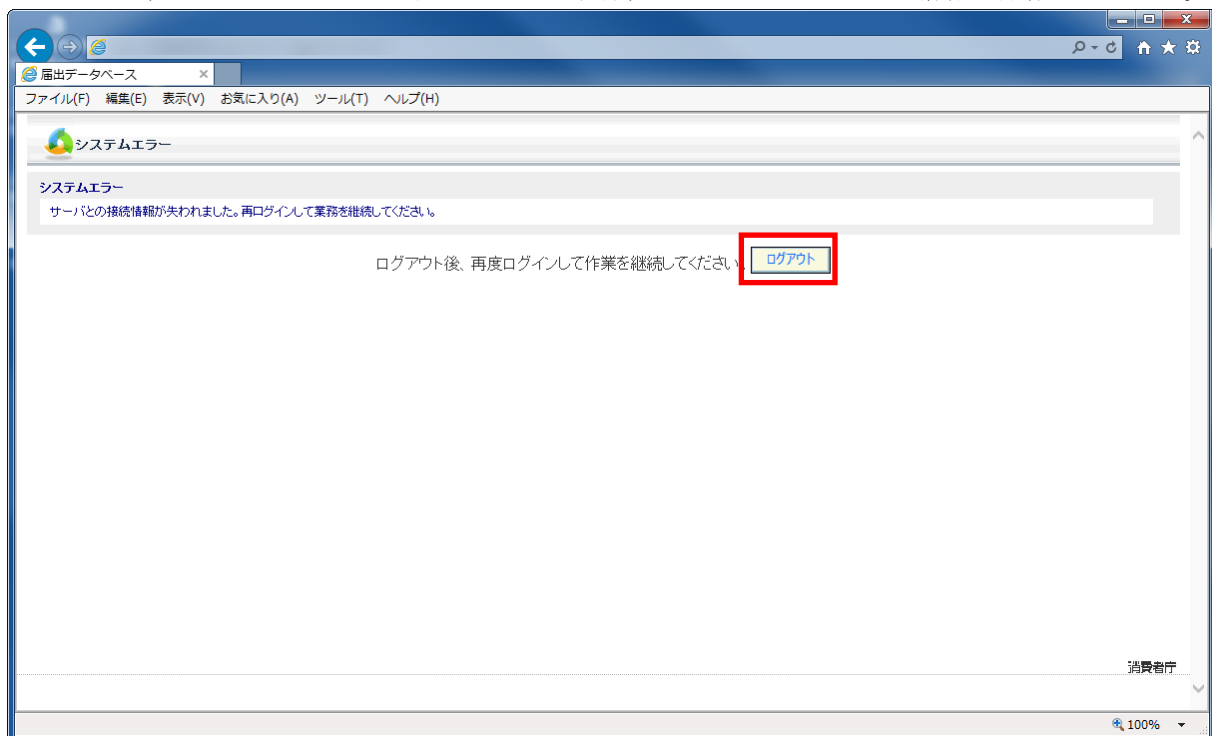
ポイント

スペースや改行なども文字数に数えられるため、Word などのソフトウェアで数えられた文字数とは異なる場合があります。最大文字数内に収まるように修正する必要があります。なお、ここでいう値とは文字・数字等のことで、必ずしも数字を入れる必要はありません。

2-4. セッションタイムアウトについて

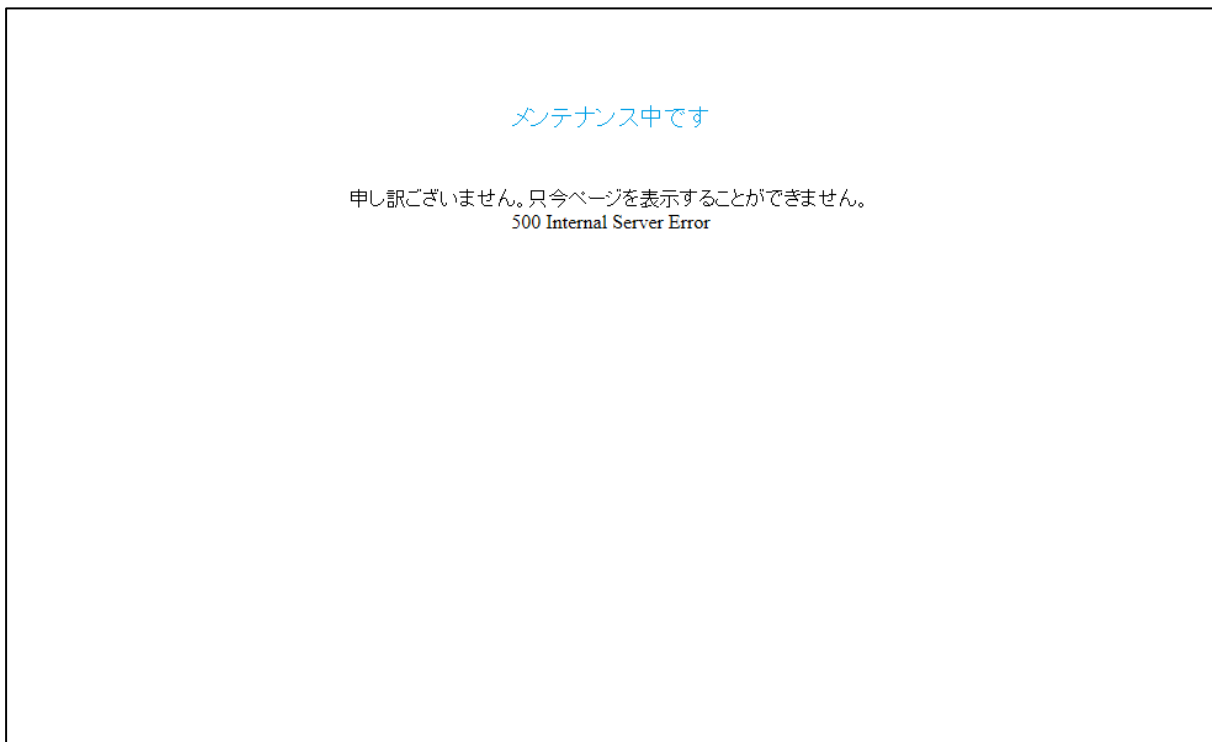
作業を実施せずそのままの状態ですとセッションタイムアウトとなり、作業ができなくなります。「ログアウト」ボタンを押して再度ログインしてください。

なお、セッションタイムアウトとなった場合、それまでに入力された情報は保存されません。



2-5. システムメンテナンスについて

手続可能時間外や、システムメンテナンス中の場合は以下のような画面が表示されますので、手続可能時間までお待ちください。



2-6. エラーメッセージについて

機能性表示食品制度届出データベースのログイン及び食品関連事業者の基本情報届出時に、御利用の端末が本システム動作条件を満たしていない場合は、以下のような画面が表示されますので、「1-1.動作環境」を御確認ください。

ブラウザの設定については、「補足4. ブラウザの設定内容の確認方法について」を参照してください。

